

日田市移住応援給付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日田市への移住・定住を促進し人口減少の緩和及び地域の活性化を図るため、大分県外から本市に移住した者に対し、予算の定めるところにより、日田市移住応援給付事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日田市補助金等交付規則（平成9年8月1日規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 将来にわたって本市に5年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (2) 移住者 本市の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）される日の前日から起算して過去5年以内に本市に住民登録のない者で、大分県外の市区町村から本市に転入し、住民登録されるとともに本市に生活の拠点を置く者をいう。ただし、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入を除く。
- (3) 子育て世帯 同一の世帯を構成する世帯員のうち、18歳未満の世帯員（申請の日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。以下同じ。）を帯同して移住する世帯をいう。
- (4) その他世帯 子育て世帯以外の世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる「地域おこし協力隊」や「ファーマーズスクール」等、市長が別に認める活動期間が1年以上あるものについては、その期間を除外する。
- (2) 転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入、新卒採用者でないこと。
- (3) 補助金の申請時において、定住する意思を有していること。
- (4) その他世帯においては、転入時における年齢が45歳未満のみの世帯員で構成された世帯であること。
- (5) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 本人等が、移住前の住所地において市税等の滞納がないこと。

- (7) 本市が補助対象事業を活用した移住者に対して行う各種調査に協力すること。
- (8) 移住後に本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活する者であること。
- 2 前項の規定に関わらず、補助対象者の世帯員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。
 - (1) 「地域おこし協力隊」や「ファーマーズスクール」等、市長が別に認める活動期間が1年に満たない者
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者
 - (3) 移住応援給付事業補助金及び移住支援事業費補助金または類似する他の補助金等の交付を受けている場合
 - (4) その他市長が不適当と認めた者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、子育て世帯で申請する場合は30万円、その他世帯は20万円とし、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、日田市移住応援給付事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 移住後の世帯全員の住民票の写し
- (3) 移住後の世帯全員の戸籍の附票の写し
- (4) 移住前住所地の市税等の滞納のない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請内容を確認の上、補助金の交付の可否を決定し、日田市移住応援給付事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者が申請の取下げをしようとする場合は、日田市移住応援給付事業補助金交付申請取下届出書（様式第4号。以下「取下届出書」という。）を市長に提出し

なければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものと認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合 交付決定額の全額

(2) 申請日から3年未満で本市から転出した場合 交付決定額の全額

(3) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 交付決定額の半額

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容を日田市移住応援給付金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該交付決定を取り消された者に対し、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により既に交付した補助金の返還を命じるときは、交付対象者に対して、日田市移住応援給付事業補助金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入したものについて適用する。